

屋外における資材の堆積行為の緑化基準要綱

令和4年 3月14日 市長決裁

第1 趣旨

この要綱は、「川口市景観計画」屋外における資材の堆積行為のなかの敷地内の植栽又は木竹の保存面積の最低限度基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高木 植栽時における樹高が2.0メートル以上で、成木に達したときの樹高が3.5メートル以上の樹木
- (2) 中木 植栽時における樹高が1.0メートル以上で、成木に達したときの樹高が2.0メートル以上の樹木
- (3) 低木 高木、中木以外の樹木で、植栽時における樹高が0.3メートル以上の樹木
- (4) 下草類 芝類、笹類、木本類、草本類、ツル性類等の地被系植物及び草花
- (5) 生け垣 地盤面からの高さ1メートル以上の概ね均一な樹木を1メートル当たり3本以上、かつ3メートル以上連続して列状に植栽し、支柱等を設けているもの

第3 緑化の面積の算定方法

- 1 次の表の（ア）欄に掲げる区分に応じ、（イ）欄に掲げる方法により緑化した部分の面積について、（ウ）欄に掲げる面積を合算するものとする。

	区分（ア）	緑化の方法（イ）	緑化面積として算入する部分（ウ）
(1)	区画された土地の緑化	土地を縁石等で区画し、高木、中木、低木若しくは下草類を植栽する方法	当該区画された土地の面積
(2)	単独の高木による緑化	一本又は株立ちで樹高3.5メートル以上の高木を単独で植栽する方法	単独の高木を植栽した場所を中心とし、樹高の5割の長さを直径とする円の面積

- 2 敷地の形状等により、1の表の（ア）欄に規定する区分による緑化面積の確保が困難であるときは、次の表の（ア）欄に掲げる区分に応じ、（イ）欄に掲げる方法により緑化した部分について（ウ）欄に掲げる面積を緑化面積に加算することがで

きる。

	区分（ア）	緑化の方法（イ）	緑化面積として算入できる部分（ウ）
(3)	生け垣による緑化	道路に面した箇所に生け垣を設置する方法	植栽時における生け垣の立面の面積のうち、道路から目視でき、かつ、植栽した地盤面からの高さが1.5メートル以下の部分の面積
(4)	塀または囲い等の壁面緑化	水平延長3メートル以上の塀または囲い等を、1メートル当たり3本以上のツル性植物で緑化する方法	緑化しようとする塀または囲い等のうち、植栽した地盤面から高さ1.8メートル以下の部分の面積

3 2の表の緑化面積は、次の表（ア）欄に掲げる用途地域に応じ、（イ）欄に掲げる割合まで加算することができる。

用途地域（ア）	緑化面積として加算することができる割合（イ）
市街化調整区域かつ安行近郊緑地保全区域	100分の15以下
商業地域または近隣商業地域	100分の2.5以下
その他地域	100分の5以下

第4 植栽の基準

- 1 第3の1による緑化については、次に掲げる基準により植栽するものとする。
 - (1) 高木にあつては、緑化面積10平方メートル当たり1本以上を植栽するものとする。ただし、規定本数の2分の1を限度として、高木1本当たり低木10本の植栽に代えることができる。
 - (2) 中木にあつては、緑化面積5平方メートル当たり1本以上を植栽するものとする。
 - (3) 低木にあつては、緑化面積1平方メートル当たり1本以上を植栽するものとする。ただし、規定本数の2分の1を限度として、低木10本当たり高木1本の植栽に代えることができる。
 - (4) 下草類等は、緑化面積のうち(1)、(2)及び(3)の基準による植栽に供する場所以外の場所に植栽するものとする。

- 2 樹木等の植栽にあつては、樹木等の特性に配慮するとともに、植栽後も適正な管理に努めること。

第5 接道部の緑化

接道部（敷地境界線のうち道路に接する部分をいう。）において塀、囲い等を設ける場合には、その接する道路に平行して1.5メートル以上の幅で、植栽を行うものとする。ただし、周囲の交通の安全性等を確保するため及び周辺環境への配慮を必要とするため等の相当な理由がある場合はこの限りではない。

第6 実施期日

この要綱は、令和4年7月1日から実施する。